

令和3年（行コ）第15号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人 石丸ハツミ 外

被控訴人 国

参加人 九州電力株式会社

事務連絡

（基準地震動に関する主張方針について）

2024年1月10日

福岡高等裁判所 第3民事部 ホ係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

- 1 前回期日において、控訴人らの基準地震動に関する主張を全体としてまとめて提出する予定であると述べたが、これまでの控訴人、被控訴人の主張関係をよく検討すると、2023年5月25日付控訴人ら準備書面（4）において、被控訴人の第2準備書面第1（基準地震動関係）に対する反論を行っている。この準備書面（4）において、「ばらつき」についての従来からの定義も再確認しながら、被控訴人の第2準備書面に対する反論を行っている。
- 2 控訴人らのこの準備書面（4）に対する被控訴人の反論は出されておらず、この状態のまま控訴人らの基準地震動に対する主張の全体をまとめるとしても、被控訴人の再反論が出されればまた再反論という形になるため、まず、被控訴人において、控訴人らの準備書面（4）の基準地震動関係についての反論をされるかどうか、明らかにされたい。

- 3 もし、反論がないということであれば、この状態で控訴人らはプレゼンテーションを念頭においた全体的まとめの基準地震動に関する書面としてまとめる予定である。
- 4 なお、今回は、原告（控訴人）でもある小山英之氏の陳述書を提出する（甲196）。

以上